

日本学生支援機構 適格認定

【給付奨学金】

・適格認定とは？

奨学生が『奨学金継続願』を提出した後、大学側で、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等を3つの基準(人物・学業・経済状況)に基づいて判断する手続き。

・「奨学金継続願」とは？

毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提出するもの。

自身の経済状況に照らして奨学金の必要性を確認したり、1年間の学業成績を振り返り、奨学生としての責務を再確認するもの。

適格認定の3つの要素

① 人物

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしいこと。

② 学業

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。

③ 経済状況

修学を継続するために引き続き奨学金が必要と認められること。

適格認定の3つの認定区分

① 廃止

- 給付奨学生の資格を失わせる。

② 警告

- 給付奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に給付奨学金の交付を停止し又は給付奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

③ 継続

- 給付奨学金の交付を継続する。

① 廃止

- 修業年限で卒業できないことが確定した者
- 修得した単位数の合計が標準修得単位数の5割以下の者
- 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にある者。
- 警告の区分に連続して該当する者

② 警告

- 修得した単位数の合計が標準修得単位数の6割以下
- 対象年次のGPA(単年度)が学年の下位4分の1以下の者
- 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にある者。

学力基準により、「廃止」又は「警告」にあてはまる場合であっても災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合等には、「廃止」又は「警告」に該当しないことがあります。

上記に該当する可能性がある場合は、継続願提出(入力)期間中に窓口①(学生課生活支援係)までお問い合わせください。

◎給付奨学金の返還が必要になる場合

① 学業不振による「廃止」の処置を受けたとき

→やむを得ない事情がなく、学業成績が著しく不良である場合返還が必要となります。

② 学校処分による処分内容が停学3か月以上のとき

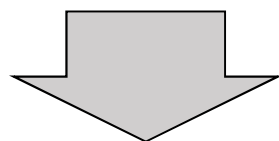
学校処分の詳細

処置種別	処分内容
廃止	停学 3 か月以上
停止(処分該当期間)	停学 1 か月～3 ヶ月未満
停止 1 ヶ月	訓告処分又は停学 1 か月未満

◎「継続願」の提出(入力)について

「『給付奨学金継続願』
準備用紙」に記入 ※提出は不要

スカラネットパーソナルへの入力中、1つの画面で30分経過した場合はタイムアウトとなり最初からやり直すこととなる。各設問の注意書きをよく読み、各設問の回答の準備をする。



スカラネット・パーソナルから
「奨学金継続願」を入力

「『給付奨学金継続願』準備用紙」を確認しながら、
1月31日(水)までに入力する。

※来年度、奨学金の給付を希望しない場合も必ず手続きを行うこと※

本学の「奨学金継続願」入力期限

令和6年1月31日（水）

23時59分まで

遅れないように！！